

## 議案第19号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。